

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第127号）（建設局都市整備部市街地整備課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市ラクト健康・文化館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり利用料金の上限額を変更することとしました。

区 分		改正前			改正後				
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
施設 (付 属設 備を 除 く。 の利 用)	コミュニティルーム以外の施設 (2時間までごと)		円 1,000			円 1,020			
	コ ミ ュ ニ テ ィ ル ー ム	入 場 全 面 利 用 料 を 利 用 し な い 場 合	日曜日、土曜日 及び休日	3,400	5,400	6,000	3,490	5,550	6,170
			その他の日	2,600	4,200	4,700	2,670	4,320	4,830
	ル ー ム	半 面 利 用 し な い 場 合	日曜日、土曜日 及び休日	1,700	2,700	3,000	1,740	2,770	3,080
			その他の日	1,300	2,100	2,350	1,330	2,160	2,410
	入 場 全 面 利 用 料 を 利 用 し な い 場 合	半 面 利 用 し な い 場 合	日曜日、土曜日 及び休日	5,600	9,000	10,000	5,760	9,250	10,280
			その他の日	4,300	6,900	7,700	4,420	7,090	7,920
	入 場 全 面 利 用 料 を 利 用 し な い 場 合	半 面 利 用 し な い 場 合	日曜日、土曜日 及び休日	2,800	4,500	5,000	2,880	4,620	5,140
			その他の日	2,150	3,450	3,850	2,210	3,540	3,960
	健康又は文化に関する講座、研修等の 受講（1人1回につき）		1,600			1,640			

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第127号

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

1,000 円		
3,400	5,400	6,000
2,600	4,200	4,700
1,700	2,700	3,000
1,300	2,100	2,350
5,600	9,000	10,000
4,300	6,900	7,700
2,800	4,500	5,000
2,150	3,450	3,850
1,600		

を

1,020 円		
3,490	5,550	6,170
2,670	4,320	4,830
1,740	2,770	3,080
1,330	2,160	2,410
5,760	9,250	10,280
4,420	7,090	7,920
2,880	4,620	5,140
2,210	3,540	3,960
1,640		

に改め、同表備考3中「つど」を「都度」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市ラクト健康・文化館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市ラクト健康・文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用料金について適用し、同日前の利用料金については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)